

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	生活習慣病治療中断者への受診勧奨事業及び受診行動適正化事業の委託等について（再委託内容の追加）
----	---

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（業務委託）

（担当部課：健康部医療保険年金課）

事業の概要

事業名	生活習慣病治療中断者への受診勧奨事業及び受診行動適正化事業
担当課	医療保険年金課
目的	<p>①生活習慣病治療中断者に対し、医療機関への受診勧奨を実施し、重症化を予防することでQOL（生活の質）を維持向上させ、健康寿命の延伸と高額医療費の抑制を図る。</p> <p>②多受診者（重複受診者・頻回受診者・重複服薬者）及び併用禁忌薬剤使用者へ指導等を行うことで適正な受診行動に導くほか、高額医療費の抑制を図る。</p>
対象者	<p>新宿区国民健康保険被保険者のうち、</p> <p>①生活習慣病（糖尿病・高血圧症・脂質異常症）治療中断者</p> <p>②多受診者（重複受診者・頻回受診者・重複服薬者）及び併用禁忌薬剤使用者</p>
事業内容	<p>1 事業概要</p> <p>区では、KDBシステムに係る健診・医療・介護情報を目的外利用し、業務委託（再委託）により、レセプト・特定健康診査等のデータ分析を行ったうえで、新宿区国民健康保険データヘルス計画（以下「データヘルス計画」という）及び第三期特定健康診査等実施計画を策定し（平成28年度第3回、同年度第7回及び平成30年度第8回本審議会承認・了承事項）、令和6年2月に新宿第二次国民健康保険データヘルス計画及び第四期特定健康診査等実施計画を策定した。</p> <p>データヘルス計画において実施している、生活習慣病治療中断者への受診勧奨及び受診行動適正化事業については、レセプトデータの分析や対象者の選定、医療機関への受診勧奨や受診行動の適正化に係る指導の実施等、専門的な知見や技術等を要する業務を行うものである。事業を効果的かつ効率的に推進するため、ノウハウを有する事業者への業務委託（再委託）により、当該事業を実施している（令和元年度第8回新宿区情報公開・個人情報保護審議会承認事項）。</p> <p>この度、委託先から、受診勧奨等の通知文書への個人情報の印字・印刷・封入封緘・発送について再委託したいとの申し出があったため、付議する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>委託業者から、電話指導及び問い合わせ対応等の業務に加え、通知文書への個人情報の印字・印刷・封入封緘・発送についても、ノウハウや設備等を備えた事業者へ再委託する必要がある旨申し出があった。当該再委託先については、プライバシーマークを取得しているなど、個人情報の取扱いの安全性を確保できることから、再委託を行う。これに伴い、再委託先へ提供する情報項目を追加する。詳細は下記「生活習慣病治療中断者への受診勧奨及び受診行動適正化事業の再委託について（再委託内容の追加）」のとおり。</p> <p>3 対象者数</p> <p>(1) 生活習慣病治療中断者への受診勧奨 対象者数：約260人</p> <p>(2) 受診行動適正化事業</p> <p style="padding-left: 20px;">重複受診・頻回受診・重複服薬 対象者数：180人</p> <p style="padding-left: 20px;">多剤服薬・併用禁忌薬剤使用 対象者数：90人</p> <p>※個人情報の流れは、資料4-1のとおり</p>

件名 生活習慣病治療中断者への受診勧奨及び受診行動適正化事業の委託について

※太字ゴシック(下線)が令和元年度第8回情報公開・個人情報保護審議会了承済の内容からの変更箇所

保有課(担当課)	医療保険年金課
登録業務の名称	生活習慣病治療中断者への受診勧奨、受診行動適正化事業
委託先	日本システム技術株式会社(プライバシーマーク・ISO27001取得)(次年度以降は未定)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	資料4-2のとおり
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(CD-R、委託先のパソコン及びサーバ)、紙
委託理由	レセプトデータの分析や対象者の選定、医療機関への受診勧奨や受診行動の適正化に係る指導の実施等にあたっては、専門的な知見及び技術を有している事業者へ委託することにより、確実かつ効果的に事業を実施することが可能となるため。
委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 レセプトデータの分析・対象者選定 レセプトデータを分析のうえ、事業毎の対象者を選定する。 2 対象者リスト作成 選定された対象者についてリスト化を行う。 3 通知文書のデザイン作成 各事業の通知指導に用いる通知文書のデザインを作成する。 4 通知文書の印刷 対象者情報(対象者の宛名情報等)を印字した通知文書を印刷する。 5 通知文書の封入封緘・発送 印刷した通知文書の封入封緘を行い、指導対象者へ発送する。 6 対象者への電話指導 対象者情報をもとに電話指導を行う。 7 対象者からの問合せ対応 対象者に送付した通知文書による問合せ対応を行う。 8 電話指導結果表の作成 電話指導及び問合せ内容についての報告書を作成する。 9 効果分析及び効果測定報告書の作成 指導実施後の受診状況等より各事業の効果を分析し、効果測定報告書を作成する。 <p>※上記4、5の業務を再委託する。</p>
委託の開始時期及び期限	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで(次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

**件名 生活習慣病治療中断者への受診勧奨及び受診行動適正化事業の再委託
について (再委託内容の追加)**

※太字ゴシック(下線)が令和元年度第8回情報公開・個人情報保護審議会了承済の内容からの変更箇所

保有課(担当課)	医療保険年金課
登録業務の名称	生活習慣病治療中断者への受診勧奨、受診行動適正化事業
再委託先	<p>【令和6年度】</p> <p>1 下記「再委託の内容」1及び2の業務：<u>ナカバヤシ株式会社（プライバシーマーク・ISO27001 取得）</u></p> <p>2 下記「再委託の内容」3から5の業務：株式会社ケーシップ（プライバシーマーク取得）</p> <p>※次年度以降は未定</p>
再委託に伴い事業者処理させる情報項目（だれの、どのような項目か）	<p>1 上記「再委託先」1及び2双方の事業者処理させる情報項目</p> <p>(1) 各事業共通の対象者情報 対象者（被保険者）氏名、氏名（カナ）、性別、年齢、電話番号、対象者の識別番号</p> <p>(2) 受診行動適正化事業（多剤服薬・併用禁忌薬剤使用） 受診医療機関数、利用薬局回数、かかりつけ薬剤師数、薬剤種類、長期服用、医療機関名、かかりつけ薬剤師有無、薬局名、薬剤種類（数）、長期服用（数）、併用禁忌薬剤情報</p> <p>2 上記「再委託先」1の事業者処理させる情報項目</p> <p>(1) 各事業共通の対象者宛名情報 郵便番号、住所</p> <p>3 上記「再委託先」2の事業者処理させる情報項目</p> <p>(1) 生活習慣病治療中断者への受診勧奨事業 医療機関受診情報：医療機関受診有無、生活習慣病レセプト判定（糖尿病、高血圧、脂質異常症）、最終受診日、受診頻度</p> <p>(2) 受診行動適正化事業（重複受診・頻回受診・重複服薬） 重複受診・頻回受診・服薬毎の各年度4月～5月までの回数、重複受診発生月・合計日・合計点数、頻回受診発生月・合計日・合計点数、重複服薬発生月・合計日・合計点数、過去6カ月での該当数、直近2ヵ月のみの該当数、対象者群分類、重複受診の詳細（診療年月、傷病名、医療機関名、区分、医薬品処置内容）、頻回受診の詳細（診療年月、傷病名、医療機関名、区分、医薬品処置内容、受診日数）、重複服薬の詳細（診療年月、傷病名、医療機関名、区分、同系医薬品コード、医薬品処置内容、重複服薬判定年月、医薬品投与日数、1日投与量、総投与量、医科レセプト発行医療機関、調剤レセプト発行医療機関）</p>
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体（CD-R、再委託先のパソコン及びサーバ）、紙
再委託理由	委託業者から、電話指導及び問い合わせ対応等の業務に加えて、通知文書への個人情報の印字・印刷・封入封緘・発送についても、ノウハウや設備等を備えた事業者へ再委託する必要がある旨申し出があった。当該再委託先については、プライバシーマークを取得しているなど、個人情報の取扱いの安全性を確保できることから、再委託にて当該業務を行う。

再委託の内容	<p>1 通知文書の印刷 対象者情報（対象者の宛名情報等）を印字した通知文書を印刷する。</p> <p>2 通知文書の封入封緘・発送 印刷した通知文書の封入封緘を行い、指導対象者へ発送する。</p> <p>3 対象者への電話指導 対象者情報をもとに電話指導を行う。</p> <p>4 対象者からの問合せ対応 対象者に送付した通知文書による問合せ対応を行う。</p> <p>5 電話指導結果表の作成 電話指導及び問合せ内容についての報告書を作成する。</p>
再委託の開始時期及び期限	<p>1 上記「再委託の内容」1及び2の業務 令和6年7月8日から令和6年8月16日まで</p> <p>2 上記「再委託の内容」3から5の業務 令和6年8月1日から令和6年11月29日まで（次年度以降も、同様の業務委託を行う。）</p>
再委託にあたり区が行う情報保護対策	<p>別紙チェックリストのとおり</p> <p>※委託先に提供する「データ分析」用のレセ電コード情報等については、徹底して匿名化作業を行い、個人情報を識別できないようにする。</p> <p>※データ分析後の候補者リストをデータ及び紙で委託先及び再委託先へ提供する際には、委託業務を行うことが可能となる必要最小限の情報のみを提供するものとする。</p>
受託事業者に行わせる情報保護対策	<p>別紙チェックリストのとおり</p>

《生活習慣病治療中断者への受診勧奨及び受診行動適正化事業の委託において委託先が取扱う情報項目一覧》

※診療報酬明細書（レセプト）

医療機関が保険者へ医療費を請求するために発行する請求明細書

1 診療報酬明細書（レセプト）データ

(1) 医科

①医療機関情報

レコード識別情報、審査支払機関、都道府県、点数表、医療機関コード、予備、医療機関名称、請求年月、マルチボリューム識別情報、電話番号

②レセプト共通情報

レコード識別情報、レセプト番号、レセプト種別、診療年月、氏名、男女区分、生年月日、給付割合、入院年月日、病棟区分、一部負担金・食事療養費・生活療養費標準負担額区分、レセプト特記事項、病床数、カルテ番号等、割引点数単価、検索番号、記録条件仕様年月情報、請求情報、診療科名、人体の部位等、性別等、医学的処置、特定疾病、カタカナ（氏名）、患者の状態

③レセプト情報

レコード識別情報、保険者番号、被保険者証（手帳）等の記号、被保険者証（手帳）等の番号、診療実日数、合計点数、食事療養・生活療養(回数)、食事療養・生活療養(合計金額)、職務上の事由、証明書番号、負担金額(医療保険)、負担金額(減免区分)、負担金額(減額割合)、負担金額(減額金額)、レコード識別情報、公費負担医療(負担者番号)、公費負担医療(受給者番号)、公費負担医療(任意給付区分)、診療実日数、合計点数、負担金額(公費)、負担金額(公費給付対象 外来一部負担金)、負担金額(公費給付対象 入院一部負担金)、食事療養・生活療養(回数)、食事療養・生活療養(合計金額)、レコード識別情報、医科点数表算定理由、DPCコード

④傷病名情報

レコード識別情報、傷病名コード、診療開始日、転帰区分、修飾語コード、傷病名称、主傷病、補足コメント

⑤摘要情報

レコード識別情報、診療識別、負担区分、診療行為コード、数量データ、点数、回数、コメント、算定日情報(1日の情報)、算定日情報(2日の情報)、算定日情報(3日の情報)、算定日情報(4日の情報)、算定日情報(28日の情報)、算定日情報(29日の情報)、算定日情報(30日の情報)、算定日情報(31日の情報)、レコード識別情報、診療識別、負担区分、医薬品コード、使用量、点数、回数、コメント、算定日情報(1日の情報)、算定日情報(2日の情報)、算定日情報(3日の情報)、算定日情報(4日の情報)、算定日情報(28日の情報)、算

算定日情報(29日の情報)、算定日情報(30日の情報)、算定日情報(31日の情報)、レコード識別情報、診療識別、負担区分、特定器材コード、使用量、点数、回数、単位コード、単価、商品名及び規格又はサイズ、コメント、算定日情報(1日の情報)、算定日情報(2日の情報)、算定日情報(3日の情報)、算定日情報(4日の情報)、算定日情報(28日の情報)、算定日情報(29日の情報)、算定日情報(30日の情報)、算定日情報(31日の情報)、レコード識別情報、診療識別、負担区分、コメントコード、文字データ

⑥症状詳記情報

レコード識別情報、症状詳記区分、症状詳記データ

⑦臓器提供者レセプト情報

レコード識別情報、臓器提供区分、臓器提供医療機関区分、都道府県、点数表、医療機関コード、医療機関名称、医療機関所在地、電話番号、レコード識別情報、レセプト番号、臓器提供者レセプト種別、診療年月、男女区分、生年月日、入院年月日、病棟区分、レセプト特記事項、カルテ番号等、割引点数単価、レコード識別情報、診療実日数、合計点数、食事療養・生活療養(回数)、食事療養・生活療養(合計金額)

⑧診療報酬請求書情報

レコード識別情報、総件数、総合計点数、マルチボリューム識別情報

(2) DPC

①医療機関情報

レコード識別情報、審査支払機関、都道府県、点数表、医療機関コード、予備、医療機関名称、請求年月、マルチボリューム識別情報、電話番号

②レセプト共通情報

レコード識別情報、レセプト番号、レセプト種別、診療年月、氏名、男女区分、生年月日、給付割合、入院年月日、病棟区分、一部負担金・食事療養費・生活療養費標準負担額区分、レセプト特記事項、カルテ番号等、割引点数単価、レセプト総括区分、明細情報数、検索番号、記録条件仕様年月情報、請求情報、診療科名(人体の部位等)、診療科名(性別等)、診療科名(医学的処置)、診療科名(特定疾病)、カタカナ(氏名)、患者の状態

③レセプト総括情報

レコード識別情報、保険者番号、被保険者証(手帳)等の記号、被保険者証(手帳)等の番号、診療実日数、合計点数、食事療養・生活療養(回数)、食事療養・生活療養(合計金額)、職務上の事由、証明書番号、負担金額(医療保険)、負担金額(減免区分)、負担金額(減額割合)、負担金額(減額金額)、食事療養・生活療養(標準負担額)、レコード識別情報、公費負担医療(負担者番号)、公費負担医療(受給者番号)、公費負担医療(任意給付区分)、診療実日数、合計点数、負担金額(公費)、負担金額(予備)、負担金額(公費給付対象入院一部負担金)、食事療養・生活療養(回数)、食事療養・生活療養(合計金額)、食事療養・生活療養(標準負担額)、レコード識別情報、医科点数表算定理由、DPCコード

④コメント情報

レコード識別情報、診療識別、負担区分、コメントコード、文字データ

⑤症状詳記情報

レコード識別情報、症状詳記区分、症状詳記データ

⑥レセプト情報

レコード識別情報、保険者番号、被保険者証（手帳）等の記号、被保険者証（手帳）等の番号、診療実日数、合計点数、食事療養・生活療養(回数)、食事療養・生活療養(合計金額)、職務上の事由、証明書番号、負担金額(医療保険)、負担金額(減免区分)、負担金額(減額割合)、負担金額(減額金額)、食事療養・生活療養(標準負担額)、レコード識別情報、公費負担医療(負担者番号)、公費負担医療(受給者番号)、公費負担医療(任意給付区分)、診療実日数、合計点数、負担金額(公費)、負担金額(予備)、負担金額(公費給付対象入院一部負担金)、食事療養・生活療養(回数)、食事療養・生活療養(合計金額)、食事療養・生活療養(標準負担額)

⑦診断群分類情報

レコード識別情報、診断群分類番号、今回入院年月日、今回退院年月日、D P C 転帰区分、死因

⑧傷病情報

レコード識別情報、傷病名コード、修飾語コード、傷病名称、I C D 1 0 コード、傷病名区分、死因、補足コメント

⑨傷病名情報

レコード識別情報、傷病名コード、診療開始日、転帰区分、修飾語コード、傷病名称、主傷病、補足コメント

⑩患者基礎情報

レコード識別情報、入退院情報(予備)、入退院情報(D P C 算定対象となる病棟等以外の病棟移動の有無)、入退院情報(予定・緊急入院区分)、入退院情報(前回退院年月日)、入退院情報(前回同一傷病での入院の有無)、診療関連情報(入院時年齢)、診療関連情報(出生時体重)、診療関連情報(J C S)、診療関連情報(予備)、診療関連情報(Burn Index)、診療関連情報(重症度等)、診療関連情報(予備)

⑪診療関連情報

レコード識別情報、診療行為コード、区分番号、実施(予定)年月日、予備、診療区分コード、診療名称

⑫包括評価情報

レコード識別情報、診療年月、請求調整区分、外泊等、診断群分類番号、医療機関別係数、翌月再入院(転棟)予定の有無、レコード識別情報、診療年月、請求調整区分、自他保険区分、負担区分、入院期間区分、入院期間区分別点数、入院期間区分別入院日数、包括小計点数、レコード識別情報、診療年月、請求調整区分、自他保険区分、負担区分、包括小計点数合算、包括評価点数、調整点数、今月包括合計点数、診療識別、保険変更(変更年月日)、保

険変更(文字データ)

⑬出来高情報、摘要情報

レコード識別情報、診療識別、負担区分、診療行為コード、数量データ、点数、回数、コメント、算定日情報(1日の情報)、算定日情報(2日の情報)、算定日情報(3日の情報)、算定日情報(4日の情報)、算定日情報(28日の情報)、算定日情報(29日の情報)、算定日情報(30日の情報)、算定日情報(31日の情報)、レコード識別情報、診療識別、負担区分、医薬品コード、使用量、点数、回数、コメント、算定日情報(1日の情報)、算定日情報(2日の情報)、算定日情報(3日の情報)、算定日情報(4日の情報)、算定日情報(28日の情報)、算定日情報(29日の情報)、算定日情報(30日の情報)、算定日情報(31日の情報)、レコード識別情報、診療識別、負担区分、特定器材コード、使用量、点数、回数、単位コード、単価、予備、商品名及び規格又はサイズ、コメント、算定日情報(1日の情報)、算定日情報(2日の情報)、算定日情報(3日の情報)、算定日情報(4日の情報)、算定日情報(28日の情報)、算定日情報(29日の情報)、算定日情報(30日の情報)、算定日情報(31日の情報)

⑭コーディングデータ情報

レコード識別情報、実施年月日、診療識別、順序番号、行為明細番号、レセプト電算処理システム用コード、使用量、数量データ、単位コード、回数

⑮臓器提供者レセプト情報

レコード識別情報、臓器提供区分、臓器提供医療機関区分、都道府県、点数表、医療機関コード、予備、医療機関名称、医療機関所在地、電話番号、レコード識別情報、レセプト番号、臓器提供者レセプト種別、診療年月、予備、男女区分、生年月日、予備、入院年月日、病棟区分、予備、レセプト特記事項、予備、カルテ番号等、割引点数単価、レコード識別情報、診療実日数、合計点数、食事療養・生活療養(回数)、食事療養・生活療養(合計金額)

⑯診療報酬請求書情報

レコード識別情報、総件数、総合計点数、マルチボリューム識別情報

(3) 調剤

①薬局情報

レコード識別情報、審査支払機関、都道府県、点数表、薬局コード、薬局連絡先名称、請求年月、マルチボリューム識別情報、電話番号

②レセプト共通情報

レコード識別情報、レセプト番号、レセプト種別、調剤年月、氏名、男女区分、生年月日、給付割合、レセプト特記事項、医療機関名称・所在地、保険医氏名、麻薬免許番号、調剤録番号等、予備、検索番号、記録条件仕様年月情報、請求情報、一部負担金区分、カタカナ(氏名)

③レセプト情報

レコード識別情報、保険者番号、被保険者証(手帳)等の記号・番号、処方箋受付回数、合

計点数、予備、職務上の事由、証明書番号、一部負担金、負担金額減免(予備)、負担金額減免(減免区分)、負担金額減免(減額割合)、負担金額減免(減額金額)、レコード識別情報、公費負担医療(負担者番号)、公費負担医療(受給者番号)、公費負担医療(任意給付区分)、処方箋受付回数、合計点数、予備、一部負担金額、予備、公費給付対象一部負担金

④処方情報

レコード識別情報、No、剤形コード、用法(用法コード)、用法(特別指示)、単位薬剤料(合計)、単位薬剤料(第一公費)、単位薬剤料(第二公費)、単位薬剤料(第三公費)、単位薬剤料(第四公費)、レコード識別情報、医師番号、処方月日、調剤月日、処方箋受付回、調剤数量、調剤料(負担区分・算定区分・算定先・コード・点数)、分割調剤(分割区分)、分割調剤(前回までの数量)、薬剤料、加算料(負担区分・コード・点数)、一包化日数、分割調剤(分割調剤種類)、分割調剤(前回までの一包化日数)、医師の指示による分割調剤(コード)、医師の指示による分割調剤(分割区分)、医師の指示による分割調剤(分割対象調剤数量)、医師の指示による分割調剤(分割対象一包化日数)、包括管理料等、他医療機関受診に係る処方箋受付、レコード識別情報、負担区分、医薬品コード、使用量、混合区分(コード)、混合区分(枝)、配合不適区分、1回用量、レコード識別情報、負担区分、特定器材コード、使用量、単位コード、単価、レコード識別情報、コメントコード、文字データ

⑤摘要欄情報

レコード識別情報、コメントコード、文字データ

⑥基本料・薬学管理料情報

レコード識別情報、予備、処方箋受付回、調剤基本料(負担区分・コード・点数)、薬学管理料(負担区分・コード・回数・点数)、摘要薬学管理料(負担区分・コード・回数・点数)、摘要薬学管理料(前回調剤年月日)、摘要薬学管理料(前回調剤数量)、調剤基本料加算(負担区分・コード・回数・点数)、包括管理料等、他医療機関受診に係る処方箋受付、医師の指示による分割調剤(調剤基本料)、医師の指示による分割調剤(薬学管理料)、医師の指示による分割調剤(摘要薬学管理料)

⑦分割技術料情報

レコード識別情報、医師番号、処方月日、調剤月日、処方箋受付回、分割指示回数、保険(分割対象点数)、保険(分割後点数)、第一公費(分割対象点数)、第一公費(分割後点数)、第二公費(分割対象点数)、第二公費(分割後点数)、第三公費(分割対象点数)、第三公費(分割後点数)、第四公費(分割対象点数)、第四公費(分割後点数)

⑧調剤報酬請求書情報

レコード識別情報、総件数、総合計点数、マルチボリューム識別情報

2 被保険者情報

自治体コード、保険証番号、宛名番号、CPU連番、国保資格区分、国保資格区分名称、国保履歴番号、初期登録業務日時、更新業務日時、更新システム日時、更新コンピュータ名、更新ユーザID、

国保有効フラグ、決裁状態、旧自治体コード、文字列型予備項目 1、保険証番号内連番、適用開始事由国保異動事由、国保異動事由コード 名称 01、適用開始国保異動区分、適用開始異動年月日、適用開始届出年月日、適用開始時効年月日、適用終了事由国保異動事由、国保異動事由コード 名称 02、適用終了国保異動区分、適用終了異動年月日、適用終了届出年月日、適用終了時効年月日、続柄コード、記載順位、次 CPU 連番、前 CPU 連番、国保世帯最新フラグ、国保個人最新フラグ、抹消フラグ、旧保険証番号、保険証番号結合処理年月日、保険証番号結合コンピュータ名、保険証番号結合ユーザ名、旧宛名番号、宛名番号結合処理年月日、宛名番号結合コンピュータ名、宛名番号結合ユーザ名、適用開始旧被扶養者区分、適用終了旧被扶養者区分、給付開始年月日、宛名住民区分、宛名住民区分コード 短名称、個人法人区分、宛名世帯番号、編集済氏名漢字、編集済氏名カナ、現住所郵便番号 1、現住所コード、現住所県名付加区分、現住所、現住所地番、現住所方書漢字、転入前住所郵便番号、転入前住所コード、転入前住所、転入前住所地番、転入前住所方書漢字、宛名郵便番号、宛名住所コード、宛名県名付加区分、宛名住所、宛名地番、宛名方書漢字、宛名地番数値 1、宛名地番数値 2、宛名地番数値 3、宛名生年月日、宛名年齢、性別区分、性別区分コード 短名称、宛名行政区コード、宛名消除区分、宛名続柄コード、宛名異動事由コード、宛名異動日、宛名異動届出日、宛名増減事由コード、宛名増減異動日、電話番号、対象者の識別番号

5 業務委託にかかる個人情報保護対策チェックリスト

(電磁的媒体・紙媒体の取扱い)

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」	情報保護対策
委託にあたり区が行う 情報保護対策 【運用上の対策】	○	契約にあたり、「特記事項」を付すとともに、個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。
	○	契約履行の間、特記事項に基づき立入り調査等を実施するとともに、委託先に対し速やかに状況報告をするよう指導する。
	○	取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告するよう指導する。
	○	全体の業務フローを作成し、委託先と共有する。
	○	個人情報を含むデータを作成する必要がある場合は、パスワードを付してデータを暗号化する。また、電磁的媒体（DVD-R等）とパスワード通知書の受渡しは、それぞれ別の機会を設定し、鍵付きカバン等を使用して、手渡しで行うよう指導する。
	○	個人情報を手交する場合は、鍵付きカバン等を使用して運搬する。
	○	個人情報の受渡しにあたっては、管理簿に記載する。管理簿には、日時、取扱者、情報の内容、数量を確認記録票に記録し、履歴を追跡できるようにする。
	○	個人情報は、施錠できる金庫又はキャビネット等に保管する。
	○	業務履行後、個人情報が記録された電磁的媒体（DVD-R等）、紙媒体及びパスワード通知書は返却し、電子データは消去するよう指導する。また、区に電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、委託先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。
委託にあたり区が行う 情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
	○	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
	○	コンピュータウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用する。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得する。取得したログは、定期的に分析する。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備する。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止する。
○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にする。	

5 業務委託にかかる個人情報保護対策チェックリスト

(電磁的媒体・紙媒体の取扱い)

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」	情報保護対策
委託事業者に行わせる 情報保護対策 【運用上の対策】	○	契約にあたり、「特記事項」を付すとともに、個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。
	○	契約履行の間、特記事項に基づき立入り調査等を受けさせるとともに、委託先に対し速やかに状況報告をさせる。
	○	取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定させ、区に報告させる。
	○	区が作成した業務フローに基づき、業務を行わせる。
	○	個人情報を含むデータを作成する必要がある場合は、パスワードを付してデータを暗号化させる。電磁的媒体（DVD-R等）とパスワード通知書の受渡しは、それぞれ別の機会を設定し、鍵付きカバン等を使用させ、手渡しで行わせる。
	○	個人情報を手交する場合は、鍵付きカバン等を使用して運搬させる。
	○	個人情報の受け渡しにあたっては、管理簿に記載させる。管理簿には、日時、取扱者、情報の内容、数量を確認記録票に記録し、履歴を追跡できるようにさせる。
	○	個人情報は、施錠できる金庫又はキャビネット等に保管させる。
	○	業務履行後、個人情報が記録された電磁的媒体（DVD-R等）、紙媒体及びパスワード通知書は返却させ、電子データは消去させる。また、区に電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。
委託事業者に行わせる 情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
	○	通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定させるとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備させる。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。 システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にさせる。

5 業務委託にかかる個人情報保護対策チェックリスト

(電磁的媒体・紙媒体の取扱い)

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」	情報保護対策
委託事業者に行わせる 情報保護対策 【運用上の対策】	○	契約にあたり、「特記事項」を付すとともに、個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。
	○	契約履行の間、特記事項に基づき立入り調査等を受けさせるとともに、委託先に対し速やかに状況報告をさせる。
	○	取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定させ、区に報告させる。
	○	区が作成した業務フローに基づき、業務を行わせる。
	○	個人情報を含むデータを作成する必要がある場合は、パスワードを付してデータを暗号化させる。電磁的媒体（DVD-R等）とパスワード通知書の受渡しは、それぞれ別の機会を設定し、鍵付きカバン等を使用させ、手渡しで行わせる。
	○	個人情報を手交する場合は、鍵付きカバン等を使用して運搬させる。
	○	個人情報の受け渡しにあたっては、管理簿に記載させる。管理簿には、日時、取扱者、情報の内容、数量を確認記録票に記録し、履歴を追跡できるようにさせる。
	○	個人情報は、施錠できる金庫又はキャビネット等に保管させる。
	○	業務履行後、個人情報が記録された電磁的媒体（DVD-R等）、紙媒体及びパスワード通知書は返却させ、電子データは消去させる。また、区に電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。
委託事業者に行わせる 情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
	○	通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定させるとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備させる。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。 システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にさせる。